

大分大学医学部附属病院受託実習生規程

平成16年4月1日制定

平成16年医学部規程第1-28号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における受託実習生の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「受託実習生」とは、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等で、養成機関等の長からの実習生委託の申請に基づき、本院で実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請及び許可)

- 第3条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を本院に委託しようとするときは、別に定める医学部附属病院受託実習生の受入れに関する手引の実習生委託申請書により、大分大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）に願い出るものとする。
- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、本院の業務に支障がないと認められる場合に限り、その受入れを許可することができる。
- 3 受託実習生の実習期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

- 第4条 病院長は、養成機関等の長から受託実習料を徴収するものとし、その額は別表のとおりとする。ただし、実習申請者から別表の受託実習料より高額な納付の申出があった場合は、当該申出の金額とする。
- 2 養成機関等の長は、前条第2項の規定により受入れを許可されたときは、許可された期間に係る受託実習料の全額を実習の開始前までに納付しなければならない。
- 3 前項による納付がない場合は、受入れの許可を取り消すことがある。
- 4 既納の受託実習料は、返還しない。

(関係規程等の遵守)

第5条 受託実習生は、大分大学の関係規程等を遵守し、病院長の指示に基づいて実習をしなければならない。

(実習の停止及び取消し)

第6条 受託実習生が、前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は受入れの許可を取り消すことができる。

(損害の賠償等)

第7条 受託実習生が、その故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、当該受託実習生の養成機関等の長は、速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託実習生の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年医学部規程第 1－11 号）
この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年医学部規程第 1－2 号）
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年医学部附属病院規程第 1－3 号）
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年医学部附属病院規程第 1－1 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年医学部附属病院規程第 1－5 号）
この規程は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 26 年医学部附属病院規程第 1－3 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院規程第 1－2 号）
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、同日以降に受託実習生となる者が、第 4 条第 2 項の規定により、実習の開始前に受託実習料を納付する場合における別表の受託実習料に係る規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

受託実習料（消費税等を含む。）

区 分	単 位		受託実習料
実習生（薬剤師）	1 週間		3 1, 4 2 9 円
実習生（歯科衛生士及び歯科技工士）	月額		4, 2 7 2 円
上記以外の実習生	1 週間未満（1 日）		1, 1 0 0 円
	1 週間 以上	1 週目（1 週間）	5, 5 0 0 円
		2 週目以降（1 週間）	2, 2 0 0 円